

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 解除予定の保安林(二件)

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
鳥獣保護区の設定
漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

告 示

鳥取県告示第九十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字殿字一ノ奥二二一の一(次の図に示す部分に限る。)

二二一の五

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字侯野字小ムクロ一五〇、字空山一五一、字下具谷

一五五、一五七、字足谷上ミ平六三九、字寺谷平ラ六五二、字林口八二八の一、字岩谷下モ平九三一の三五から九三一の三七まで、字カンド平一〇六二、字掛橋山二〇一三の一六、字滝ヶ谷山二〇一七の九、二〇一七の一〇(以上十四筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

二1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字帝釈寺一一二八の一七、大字下畑字下大杉七〇三の一、大字加谷字向フ小保木八一六の一、八二三、大字柿谷字池ノ谷平三二九の一八(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、大字田代字高丸七〇〇の三五、七〇〇の三七、七〇〇の三九、大字穴鴨字大谷一三九八の九七、一三九八の九八、字水原一三七五の一四から一三七五の一六まで、字猿返一三七四の三六、字仲畑一三七二の七一、字大平ル一三六九の四八、字余川谷一二九六の二三から一二九六の二九まで、大字加谷字向フ小保木八一六の一七、八一六の二一、八二二の二、大字福吉字足谷本谷三一八の七、三一八の八、三二四の二、字本谷三四五の九、字大屋居谷三五五の四、三五五の五、三六〇の二、三六〇の三、三六一の四、字中原東一九三の二、大字柿谷字池ノ谷平三三五の二〇、字戒谷二五一の一、字芦谷八七の四、九一の三、字狼谷六〇二の四、字坊主六〇六の一二、六一二の一、一四八九の三、一四九〇の六、大字西小鹿字伊蛇原六五の九、字河代三七の二、大字神倉字那倉一一七九の七、一一七九の八、字後

口山一一七五の三八、一一七五の三九、一一七五の四一

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

三1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字高山三三の三八(次の図に示す部分に限る。)、三三の六二、大字下畑字鹿部谷七二七の一六、大字加谷字向フ小保木八一六の一八

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

四1 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字坂ノ谷平二九五七の二、二九六五の六、字神津谷二二一六の六、字火打岩谷口二二一八の二、字清水板山二〇二一の八

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

五1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市松上字乗瀨谷一二七五の四四(次の図に示す部分に限る。)、一二七五の四六、河内字丹坊一四八一の三、一四九〇の四、字椎木谷

上平一四九五の二、横原字畑ノ谷一〇二七の二、字キワ谷一〇一一の

三

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

六1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市尾崎字奥谷三二六の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場、三朝町役場、又は鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十五年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
市郡名	市町村名	大字名	字名		
水源かん養保安林	八頭	河原・郡	一、九五五	八頭地区	
土砂流出防備保安林	八頭	家を除く全町村	六二		
"	"	若桜	九・一二	若桜	
"	"	八東	〇	八東	
"	"	智頭	九・五二	智頭	
"	"	船岡	〇・八二	船岡	
"	"	用瀬	八・三一	用瀬	
"	"	佐治	〇・二一	佐治	
干害防備保安林	"	船岡	〇・三八	喜才谷山	
"	"	"	〇・四六	明見谷東	
"	"	"	〇・八二	平見谷東	
"	"	赤波	一・六〇	赤波	
水源かん養保安林	鳥取	用瀬		喜才谷山	
"	八頭	家河原・郡		明見谷東	
土砂流出防備保安林	八頭	河原		平見谷東	
"	"	郡家		池ノ内下	
"	"	岩美		八三三・六五	
"	"	岩美		鳥取地区	
"	"	岩美		八三三・六五	
"	"	岩美		六・七六	
"	"	岩美		九・三一	
"	"	岩美		九三・三三	
"	"	岩美		五・三七	
"	"	岩美		〇・二二	
"	"	岩美		六七・九五	
"	"	岩美		一・七六	

林 土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林	林 土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林
西日西米 伯野伯子	東東東 伯伯伯	倉倉倉 吉吉吉	東倉東 伯吉伯	倉倉倉 吉吉吉	鳥岩 取美
大中山	府溝口・江	東東東 伯伯伯	東東東 伯伯伯	鹿野	岩美
	杉金槻大東 地屋下谷谷	栗大宮大栗志 尾原内原尾津		水高 谷路	長谷

五・八七	〇・六四	五七五・二九	〇・三八	〇・一八	〇・〇八	一・一五	〇・〇四	〇・六六	一・六六	〇・三〇	一三・一五	一七・七六	四〇・五一	四〇・六三	二九・六五	一、三二七 六四	〇・五一	一三・八四	三・八三	九・九一	七三・三九
大山	中山	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東伯	関金	三朝	東郷	倉吉	倉吉地区	水谷	高路	長谷	青谷	鹿野

林 土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林	林 土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林
日野	日野	西伯	日野	日野	米子
日南	日野	西伯	日野	日野	西伯
	伐株	法勝寺	長田	赤松	宮内ほか 一大字
	大谷奥	孝靈山 か二字	門野		
三・一四	一三・三四	〇・一〇	二・二〇	〇・〇六	一・三二
日南	日野	大谷奥	法勝寺	孝靈山	門野

鳥取県告示第九十六号
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
久松山 鳥獣保護区	鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防の東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市田護寺地内の田相院参道と市道田護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道田護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道田護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷畑	昭和五十五年 十二月二十日から 昭和六十五年 十月三十一日まで	四六〇ヘクタール

端線に至り、同市道を北西に進み市道東町丸山線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域

鳥取県告示第九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁業の区分
浦富加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に換げる漁業